

平成24年第2回江差町議会定例会資料 No.2

資料8：要援護者台帳・要援護者マップ整備事業	【議案第9号関係】	…P	1
資料9：認知症高齢者等サポート体制整備事業	【議案第9号関係】	…P	2
資料10：青年就農給付金制度概要	【議案第9号関係】	…P	4
資料11：平成24年度江差町地域防災対策推進事業概要	【議案第9号関係】	…P	6

要援護者台帳・要援護者マップ整備事業

【事業概要】

住民記録情報と連動する要援護者台帳システムを導入して要援護者名簿・要援護者マップの整備を図り、要援護者の登録・更新（死亡・転居等）の情報を適正に管理するとともに、地域全体で要援護者を見守る体制づくりを構築し、日常時や災害時の要援護者支援に活用を図る。

【システム概要】

- 要援護者台帳では、氏名・住所・生年月日・血液型・医療保険・緊急連絡先などの個人情報、担当民生委員や支援者等の把握、介護サービスを利用している方や車いすを使用の方など細かな管理も可能です。
- 台帳から要援護者、担当民生委員、避難場所などの地図が表示作成されます。
- 標高表示により要援護者分布図に津波などの危険地域範囲を表示できます。
- 住民基本台帳システムと要援護者台帳との連動により、住民異動情報について随時更新が可能となります。

【事業費及び財源】

- 事業費 4,914千円
- 北海道「地域支え合い体制づくり事業費補助金」を活用 補助率（10/10以内）

【システムの利用方策】

- 地域での見守り体制づくり
- 災害時の要援護者の支援
- 関係機関との情報共有

【要援護者の把握】

- 江差町災害時要援護者支援計画の対象者範囲をベースに、自力により避難が不可能な方など一定の要援護者要件を整備する。
- 要援護者の登録については、手上げ方式と同意方式を併用し、同意が得られないケースが出た場合は、江差町個人情報保護条例に基づき関係機関との情報共有を図ることを検討する。

【今後の取り組み】

- 要援護者の登録
第1次登録（8月～10月）・第2次登録（11月～1月）・以降随時登録更新する。
- 見守り体制づくり
民生委員、各町内会・自治会等と連携した地域での見守り体制づくりを構築し、継続的情報の共有を図っていく。

認知症高齢者等サポート体制整備事業

【経過・目的】

江差町では、道が推進している「認知症の人と家族を支える南檜山地域SOSネットワーク」に参画し取り組んできましたが、道は、国の認知症高齢者等の徘徊に係る施策を受けて、全道的にSOSネットワークの再構築を図り、市町村単位でSOSネットワークを管理・運営することにしました。このことから、町では道の「地域支え合い体制づくり事業費補助金」を活用し、認知症高齢者等の徘徊対応や見守りのため、地域密着型ネットワークの再構築を図るとともに、サポーターの養成や地域住民に正しい意識と理解を深めることにより高齢者とその家族が安心して暮らせる地域づくりを目指すものです。

【事業内容】

①ネットワークづくり

「地域住民で高齢者の生活を支えるシステム」再構築のための会議開催

②認知症サポーター養成

地域に根付いた活動のために「認知症サポーター」を養成し高齢者の生活の充実を図る。（養成研修 30人程度を目標）

③講演会

地域の理解と将来を担う子供達のために「医師」「認知症家族」等を招き講演会を開催する。

④研修会

認知症サポーター受講者を対象として、先進地の実践事例研修を開催。
地域の実情と照らし合わせたグループワークを開催する。

【事業費】 580千円

【補助】 道補助金（平成24年度地域支え合い体制づくり事業費補助金）
補助基本額（1事業当たり500万円以内）
補助率（補助対象経費の10/10以内）

○ 青年就農給付金（経営開始型）の給付要件

○ 経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援。

1 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること

5 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

2 独立・自営就農であること

自ら作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。

- ① 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有しており、原則として給付対象者の所有と親族以外からの貸借が主である。
- ② 主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りている。
- ③ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引する。
- ④ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。

※ 親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする。

3 経営開始計画が以下の基準に適合していること

・独立・自営就農5年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画である。

4 人・農地プランへの位置づけ

・市町村が作成する人・農地プラン（東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。）に中心となる経営体として位置づけられていること（もしくは位置づけられることが確実であること）。

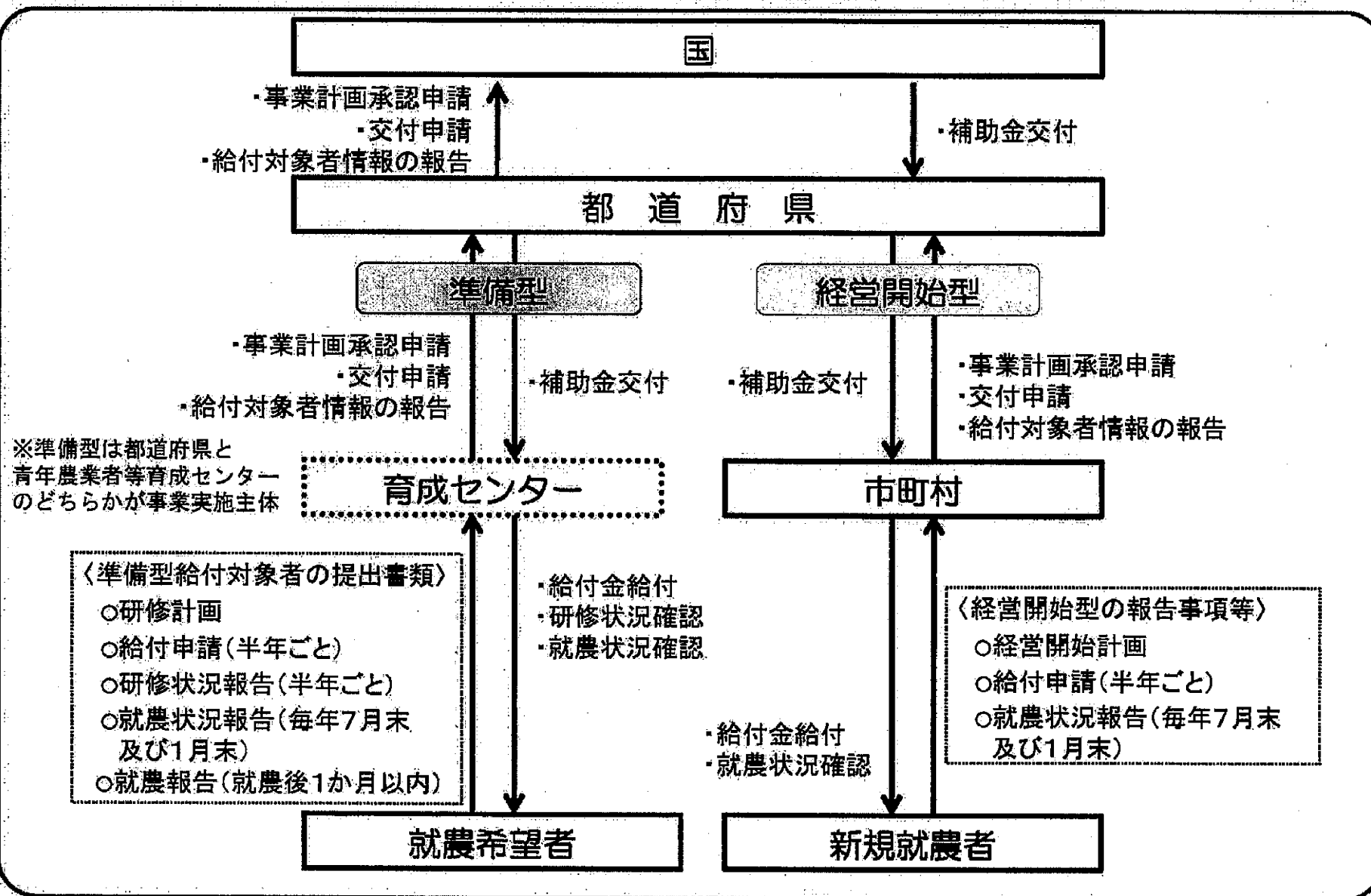
給付対象の特例

- ① 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて1.5人分を給付する。
- ② 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに150万円を給付する。
- ③ 平成20年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるものとするが、給付は就農後5年度目までとする。

給付停止

- 1 給付金を除いた本人の前年の所得が250万円を超えた場合
- 2 経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

○ 青年就農給付金の実施体制・手続



平成24年度江差町地域防災対策推進事業概要
(地域づくり総合交付金)

【目 的】

平成23年に発生した東日本大震災では、想像を絶する津波被害の報道や映像を目の当たりにし、「津波から身を守る」という意識が改めて認識されたところであるが、震災発生の数年後には、記憶が薄れていくといった現象も見られる。

それらを風化させないためにも、住民の防災意識の向上やその意識を継続するための一つの手段として、町民自らが目で確認できるような整備を図ることで、防災意識を持続させる取り組みが必要である。

【補助事業等】

平成24年度地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業） 道交付金 補助率 1/2 以内
総事業費 5,018千円（うち道交付金2,500千円）

【事業内容】

	事業名称	概 要	金額
防災初動体制の充実	防災資機材（消耗品）の整備	町に不足する防災資機材（消耗品）の整備を行う。	1,206千円
	広報用スピーカー及びアンプ整備	防災訓練や災害時の備えとして、広報車用スピーカーの整備（8基）を行う。 アンプについては、カセットテープ方式ではなく、災害時に直ぐにパソコンで音声を作成し広報できるUSB及びCD対応のアンプにする。	
	避難訓練	海岸線を中心とした町内会を対象とした津波避難訓練を実施する。時期は、9月～10月を予定。	
防災・減災対策の充実	海拔測量	江差町で指定している避難所のうち、測量未実施箇所20箇所程度の測量を実施する。 また、昨年設置した避難路の上や海岸線を中心に35箇所程度の測量を実施する。	3,812千円
	海拔・避難所看板作成・設置	江差町で指定している避難所40箇所程度の避難所看板を作成・設置する。 また、海拔看板は、昨年設置した避難路の上や片面のみの設置を両面に変更すること、海岸線を中心に新たに海拔表示看板を作成・設置する。（45箇所程度）	
	防災マップ及び津波浸水危険区域シールの作成	北海道の津波浸水予想図（日本海側）を基に、津波ハザードマップ及び津波浸水危険区域シールを作成する。なお、ハザードマップについては、全戸配付を予定している。	